

令和4年7月19日

# 産廃施設特別委員会会議録

西多摩郡檜原村議会事務局

# 産廃施設特別委員会会議録

開催年月日 令和4年7月19日(火)

開会時間 午前10時05分

閉会時間 午前12時00分

開催場所 檜原村役場住民ホール

## 1. 出席議員

- 1番 森田 ちづよ 君
- 2番 清水 満 男 君
- 3番 峰岸 茂 君
- 4番 山 寄 源 重 君 (オブザーバー)
- 5番 松 村 哲 朗 君
- 6番 野 村 雅 巳 君
- 7番 清 水 兵 庫 君 (委員長)
- 8番 浜 中 由 造 君 (副委員長)
- 9番 中 村 賢 次 君

## 1. 欠席議員

な し

## 1. 議会事務局職員

議会事務局長 坂 本 政 人 君  
議事係長 吉 本 紀 幸 君

## 1. 出席説明員

副 村 長 八 田 野 芳 孝 君  
総 務 課 長 小 林 泰 夫 君  
企画財政課長 久 保 嶋 光 浩 君  
産業環境課長 坂 本 雅 人 君  
生活環境係長 嶋 崎 洋 樹 君

## 1. 参考人

比留間運送株式会社  
代表取締役会長 比留間 久仁男 君  
比留間運送株式会社  
代表取締役会長 比留間 宏 明 君  
比留間運送株式会社  
鈴木 理 之 君

株式会社アクトリー

営業グループ 営業企画室 室長補佐 長 友 和 典 君

株式会社環境管理センター

ソリューション事業部 開発プロジェクト部 部長 斉 藤 文 夫 君

松本設計ホールディングス株式会社

代表取締役 松 本 照 夫 君

## 1. 議 題

- 1) 廃棄物処理施設に対する疑問について
- 2) その他

午前10時05分 開会

○議会事務局長（坂本政人君） 皆様、改めましておはようございます。定刻を若干過ぎましたがけれども、ただいまから産廃施設特別委員会を始めさせていただきます。

初めに、清水委員長より御挨拶を申し上げます。

○委員長（清水兵庫君） おはようございます。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。また、議長、村側より副村長をはじめ担当職員の御出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、議題として1件を予定しておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、檜原村議会委員会条例第25条の2による参考人として、比留間運送株式会社代表取締役会長、比留間久仁男様をはじめ関係会社の皆様に御出席をいただいております。大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本委員会は、現在、比留間運送株式会社様が東京都に設置許可申請中の一般廃棄物処理及び産業廃棄物処理施設について議会として判断し、住民に対して説明していくこと。なお、施設設置に対し、特に賛成、反対ということを強く申し述べるということではない委員会として設置をいたしました。

この後、産業廃棄物処理施設に対する質疑について、質問をさせていただきたいと思っておりますので、お答えのできる範囲で結構ですから、お答えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

これより産廃施設特別委員会を開会いたします。

○議会事務局長（坂本政人君） ありがとうございます。

ここで、山寄議長が出席しておりますので、御挨拶をいただきます。

○議長（山寄源重君） 皆様、おはようございます。暑い中、お忙しいところ、議員の皆様には御参集いただきまして大変ありがとうございます。また、比留間運送の皆様方にもお集まりいただきまして、今日御対応いただくということで、よろしくお願い申し上げます。

本日は、産廃施設特別委員会ということで、傍聴の皆様もたくさんお集まりいただきました。皆様の関心が非常に高いということの証拠であると思っています。

正確な情報を正確に住民の皆様に知っていただく、あるいは伝える。議会として本領の発揮できる場所だと思っています。本日の委員会が有意義に進みますことを御期待申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。

以上です。

○議会事務局長（坂本政人君） ありがとうございます。

続きまして、副村長より御挨拶をいただきます。

○副村長（八田野芳孝君） おはようございます。前回に引き続き、特別委員会に出席要請がございましたので、第1回特別委員会と同様の職員で出席させていただきました。事業者への質問、そして回答につきまして、回答させていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議会事務局長（坂本政人君） ありがとうございます。

ここで、大変お忙しい中、参考人として御出席をいただいております比留間運送株式会社及び関連会社の皆様の御紹介をさせていただきます。

比留間運送株式会社、代表取締役会長、比留間久仁男様。

比留間運送株式会社、代表取締役社長、比留間宏明様。

株式会社アクトリ、営業部営業企画室室長補佐、長友和典様。

名簿とは違いますけれども、株式会社環境管理センター、ソリューション事業部、開発プロジェクト部部长、斉藤文夫様。

松本設計ホールディングス株式会社、代表取締役、松本照夫様。

比留間運送株式会社、鈴木理之様。

以上でございます。

これよりの進行につきましては、委員長にお願いいたします。

○委員長（清水兵庫君） 以後につきましては、着座にて進行してまいります。

なお、暑いようですので上着は随時お取りいただいて結構ですから、各自の判断でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議次第3の議題に入ります。1) 廃棄物処理施設に対する疑問についてを議題といたします。先日、委員の皆様より廃棄物処理施設に対する質問について提出をいただき、正副委員長で取りまとめ、精査をいたし、資料1のとおり質問事項一覧として比留間運送株式会社様に送付してございます。つきましては、資料1の質問事項に対して、比留間運送株式会社様よりお答え、御説明をいただき、その後、委員より質問させていただきたいと存じますので、比留間運送株式会社、比留間社長より御説明をいただきますようお願いを申し上げます。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） おはようございます。本日は、弊社が予定している産業廃棄物処理施設に関し、檜原村議会にはこのような説明の場を設けていただきましたこと、誠に感謝申し上げます。

2021年11月、人里地区での地域説明会を皮切りに各地域で説明会を開催させていただきましたが、弊社の準備不足もあり、住民の皆様にご心配をおかけしたこと、この場をお借りしておわびを申し上げます。また、説明会では多くの御意見を賜り、弊社としましてもこの事業運営に関してより皆様の理解を得られるようにしてまいりたいと考えております。

今回、村議会にこのような場を頂戴し、事前に御質問いただいたことに関して御説明できればと思っております。この場で追加の御質問もあろうかと思いますが、その御質問に関しましては、この場でお答えできない可能性もありますので、後日の御回答となることも御理解ください。

なお、東京都が審査します、法律の専門家、大気質、水質、構造、騒音・振動、悪臭、環境設計、地質の先生方が審査されます。それで不許可となれば、弊社も諦めます。

では、このような場の設置に感謝いたしまして、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

では、附議事件（1）廃棄物処理施設の構造、設備、能力、廃棄物の種類、処理方法等による環境に対する影響等を客観的に判断すること。1番、事業開始、焼却開始までのロードマップを教えてください。

回答します。まず、東京都環境局が令和4年3月1日付で申請書を受理いたしました。一般廃棄物及び産業廃棄物施設設置許可申請の許可、不許可の決定が2022年11月頃に通知される予定となっております。許可決定が下りた場合には、住民の方々と歩み寄りができると思っております。その後、着工ができるようにしたいと考えております。並行して、関係法令の手続も進めております。

次に、建設工事完成後、**行政庁**の使用前検査、プラント試運転まで一番早くて約24か月かかると想定しております。最短で2024年10月にプラントの試運転が終了する見込みになります。事業開始は試運転後、2024年11月頃となる予定です。工事の進捗や各法令の審査手続等に伴い、計画は前後する可能性があります。

2番、①、計画では処理施設で水を時間当たり13トン、1日当たりだと312トン使用するとしている。

循環方式で排出もしないとも聞いているが、水はどうなるのか。また、②、毎日この量が必要であれば、その調達方法はどのように考えているのかお聞かせ願いたい。

こちらの①に関しましては、プラントメーカーのアクトリーの長友がお答えします。

○株式会社アクトリー（長友和典様） 焼却施設で使用する水の量は1時間当たり13トン、1日当たりだと312トンということですがけれども、この水はどうなるのかということで、焼却施設は水の使用として、排ガスを冷却するための予冷器、減温塔、それと焼却後に出てくるばいじんと燃えがら、あとは焼却炉自体を冷却する冷却水が必要になります。予冷器や減温塔は、燃焼ガスのほうに霧状で水を噴霧します。水を噴霧することによって排ガスの温度を下げます。ただし、排ガスのほうの温度は180度程度となるので、水というのは水蒸気の状態で煙突から排出される形になります。

2番目に燃えがらとばいじん。こちらのほうは、焼却した後に燃えがらとばいじんが出てくるわけですが、飛散を防止しなければいけないということで、加湿をして排出するというので、そちらのほうで水を使う。加湿された燃えがらとばいじんは、埋立場のようなところへ運ぶという形になります。

次の機器の冷却水です。こちらは焼却施設を守るために高温になる炉は水冷のジャケットを使っています。こちらのほうが先ほど循環方式という形で一部言われて、排出しないというような話もあるのですが、そうではなくて、循環方式を取るのですが、やはり焼却炉から出てくる水というのは非常に大きなエネルギーがあるということで、そうした場合に湯気として大気のほうに放出していく形になります。なので、この3点が、水はどうなるのかという回答になろうかと思えます。

②の御質問に関しましては、比留間さんのほうでお願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 回答します。御指摘のように、焼却施設には1日約312トンの水を使用します。この給水に関しましては、建物の地下に設置する1,000トンの地下水槽に井水、湧き水、雨水を貯水しまして使用する予定であります。地下水槽の貯水が常にある状態で、万一不足した場合には上水を使用する可能性はありますが、そうしたことが発生することはほぼないと考えております。また、事務所の生活用水、従業員が使用するトイレ等と消火水槽は上水を利用します。消火水槽の容積は60立米です。年に一度程度、自然蒸発分を補填しますが、次の設問4にもありますように、現在敷地内の雨水の利活用の検討もしております。後に説明をしますが、注水処理をした場合には、事務所のトイレ等はそちらを使用する計画でいますので、上水の使用量は消火槽のみに減ることが予想されております。

3番、焼却温度維持の方策をお知らせ願いたい。

○株式会社アクトリー（長友和典様） こちらのほうなのですがけれども、焼却温度の維持の方策というところで、焼却施設というのは基本的にゴミを燃やして温度を維持するという装置でございます。なので、基本的にはゴミを燃やして温度を維持するという形です。では、何でこれを維持しなければいけないかというのは、御存じの方も多いと思いますけれども、ダイオキシンを分解するためという形です。焼却炉の構造にまつわる決まりごとで、必ず800度以上で燃やさないというのが決まっています。ですので、焼却施設で万一800度を下回りそうな場合には、必ず、焼却炉の装置で言うと再燃焼室というところが焼却炉の後についているのですが、その再燃焼室の出口の部分の温度計と温度を保つためのバーナー、こちらのほうが温度計の温度から制御されて、バーナーをつけたり消したりするような装置があらかじめ組み込まれています。ですので、800度を下回るような運転はできません。ただし、基本的にはゴミを燃やすことで800度以上を維持するという構造になっております。

以上です。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 4番、室内における雨水の処理方法を教えていただきたい。

回答します。屋根の雨水は地下水槽に貯水し、焼却施設の給水に利用いたします。それ以外の雨水は敷地の周囲に側溝を設置して集水し、浸透枡で地下浸透を計画しておりました。雨水の処理に浸透枡を利用しても、施設の設計上、河川が汚染される可能性はないと想定しておりました。しかし、住民説明会を通し、住民の皆様からの不安の声もあり、計画を変更したいと考えております。具体的には、排水を処理して雑用水に利用する注水設備を導入し、焼却施設の給水及びトイレ等の生活水として利用する計画です。雨水処理計画の変更は東京都にも報告し、今後協議をいたします。これにより、先ほど2でお答えした施設内の生活用水、上水使用量も減らす計画にいたします。

5、処理施設で処理する廃棄物の種類を教えてください。

申請上は、廃掃法で区分される産業廃棄物15品目と一般廃棄物の可燃物になります。基本的には武蔵村山市の自社中間処理施設で前処理破碎した可燃物を焼却処理いたします。補足としまして、一般廃棄物の可燃物は、皆様、イメージがつくと思いますが、産業廃棄物15品目の説明をいたします。まず、汚泥。これは水分率の多いものはいろいろなものが汚泥となりますので、汚泥という品目をしております。廃油。これは飲食店で使用後の廃油、または廃油と水が混ざったような、要は油が浮いているような水の処理に非常に困られているお客様も多いので、その程度の廃油を想定しております。廃酸・廃アルカリ。こちらは賞味期限切れのジュースなどを想定しております。備蓄品の飲料水等も結構お困りごとで弊社に問合せがありますので、そういうものが、水でさえも法律上は廃酸と廃アルカリで分別して処理しなければならないので、そういうものを廃酸・廃アルカリで検討しております。廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずに関しては、廃畳、または洋服とか衣類とかそういうものです。動植物性残渣。これは生ごみと主に言われているものであるとか、スーパーとかでの食品残渣物のことをいいます。動物系固形不溶物。これもスーパーとかで出てくるような骨がついたものとかをいいます。ゴムくず、金属くず、こちらは隙間に入り込んだような金属片。金属だけを燃そうということではなくて、そういう小さいものが入り込んだときの目的で品目として入れております。ガラス・コンクリート・陶磁器くず。これもやはり隙間に入り込んだような小さなものを言っております。動物の糞尿、動物の死体。これら15品目は、リサイクルからはじかれたものであって、基本的に危険を伴わない可燃物であります。

なお、特別管理産業廃棄物というのが廃棄物の種類ではあるのですが、それは除きます。弊社は許可を持っておりませんので、それを焼却することはありません。なので、住民説明会でもいろいろな御意見をいただきましたが、皆さんが思う有害なもの、例えば大学や製薬会社等の実験の廃液とか、病院等の医療系廃棄物等は、それを得意とする企業がたくさんいますので、弊社はその許可を取りませんので、一切弊社の工場に入ってくることはありませんし、それを処理することはできません。ちなみに、このかわいであれば、八王子市にもそういう業者がいます。国立市にもそういう業者があります。そちらの企業様がこれらを得意としておりますので、そういう企業にお任せをします。

6、廃棄物を処理する際に発生する汚水の処理方法を教えてください。

施設の汚水は、ごみピットの中と灰冷却装置で発生いたします。ごみピット内の汚水は、ごみと混合し炉内に投入することで完全に焼却処理をいたします。灰冷却装置が故障した際に汚水が発生しますが、その場合、速やかに修理業者を手配し、吸引車で汚水を一時的に吸引します。吸引した汚水は修理した灰冷却装置に戻すか、または汚水処理業者にそのまま処理を依頼いたします。そのほか発生する汚水はございませんので、焼却炉の冷却や灰冷却に使用した水が場外に排出されることはありません。

7、施設や設備の点検計画や点検結果、また排ガス等のモニタリング調査の方法と公表する考えがあるかお聞かせ願いたい。

○株式会社アクトリー（長友和典様） アクトリーですけれども、点検計画等につきましては、私ども炉のメーカーとお客さんである比留間運送さんのほうで点検項目を決めて、その頻度なんかも決めていくという形でこれから策定していくという形です。

あと、排ガス等のモニタリング調査に関しましては、煙突のところに排ガス分析計というものを取り付けております。測定できるものは、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、あとは酸素です。こちらのほうにつきましては、連続的に測定して常時監視をしております。自分たちが基準を超えていないかどうか、それと焼却炉の内部の状態を把握する上で、こういったモニタリングをする装置をつけております。

公表等については、比留間さんのほうからお願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 回答します。公表事項については、法令に準拠し、施設の維持管理に関する情報を窓口及びホームページで公表いたします。

8、処理施設内でリサイクルするもの等の選別を行うのか教えていただきたい。

檜原工場周辺の事業者が工場に直接持ち込まれる場合のみ、場内で展開検査後、リサイクル選別を実施いたします。基本的に焼却する廃棄物は武蔵村山市の自社中間処理工場で既に選別し、破碎処理したものを取り扱う予定です。

9、処理施設においてもエコアクション21を適用していくのか教えていただきたい。

事業者責任としまして、檜原工場にも当然適用いたします。エコアクション21は、産業廃棄物処理業者向けにガイドラインが策定されており、自らの事業活動に伴う環境負荷低減にPDCAサイクル形式で取り組むことができるようプログラムされております。エコアクション21取得事業者として循環型社会構築のために寄与し、温室効果ガスの排出削減等の環境取組を積極的に行います。

10、自然環境に負荷をかけない施設として、常に最新の技術を使用した維持管理を行っていく考えがあるかをお聞かせ願いたい。

檜原村の自然保護と環境対策を表した「みどり せせらぎ 風の音」を念頭に、施設の維持管理を徹底いたします。また、本事業は東京都における自然の保護と回復に関する条例などにより、周辺の自然環境に配慮した計画です。また、住民説明会等で住民の皆様からいただいた意見も踏まえつつ、未来に誇れる自然環境づくりを意識した施策を地域の皆様と協力させていただき、取り組んでまいります。

11、住民や観光客に対し、施設の公開及び環境対策に対する説明を行う考えがあるかお聞かせ願いたい。

施設内を安全に見学いただける設計とし、周辺住民、観光客への積極的な施設公開を実施していきたいと考えております。また、子供たちへのごみ教育や、将来的には官民連携事業としてエコツアー等の一環としての活用を提案し、地域活性化の推進に寄与していきたいと考えております。

12、廃棄物搬入に対する運行計画を教えていただきたい。

武蔵村山市の自社中間処理工場ですべて分別し、前処理破碎した可燃物を大型トラックでピストン輸送いたします。搬入時間は早朝、深夜、また交通量が増大する時間帯を避けて行います。ルートは都道33号線及び都道206号線、檜原街道から進入する計画をしております。大型トラックの運転手には法定速度を遵守させ、安全な運行をするよう指導徹底いたします。平日の車両台数は1日21台。これは廃棄物の台数で言っております。搬入時間は朝の8時台から16時台を計画しております。焼却施設の



廃棄物に関しましては、檜原村かいはの事業者からの搬入車両の計画で5トン車6台を計上しています。内訳は、産業廃棄物対象が4台、一般廃棄物対象が2台、合計6台です。10トン車は1日7台、武蔵村山市で積み込みし、ピストン輸送する計画です。内訳は、産業廃棄物対象が4台、一般廃棄物対象が3台、合計7台です。破碎施設、こちらは木チップの破碎施設のほうで基本的には計算しています。4トン車3台、10トン車5台、合計8台を1日に考えております。間伐材の破碎に関する車両で考えています。土曜日、祝日の車両台数に関しましては1日10台、搬入時間は9時台から15時台を考えております。焼却施設は5トン車4台。こちらは檜原村かいはの事業者からの車両を考えております。内訳は、産業廃棄物対象が2台、一般廃棄物対象が2台、合計4台です。10トン車5台、こちらは武蔵村山市で積み込みし、ピストン輸送の車です。内訳は、産業廃棄物対象が3台、一般廃棄物対象が2台、1日5台です。破碎施設、4トン車1台、間伐材の破碎に関する車両を計上しております。

13番、廃棄物の運搬に対して地元住民と調整をしていく考えがあるかお聞かせ願いたい。

本事業は、地域の御理解が不可欠と考えております。地元の皆様や事業者、行政からの御意見には耳を傾けさせていただき、可能な限り前向きに検討させていただきたいと思っております。

14番、搬入される廃棄物はどこの地域で発生するものか、お聞かせ願いたい。

主に東京都武蔵村山市、東大和市、小平市を中心とした多摩地域です。また、檜原村内の事業者から排出されるごみも想定しております。本計画の施設に前処理破碎の設置を計画しております。廃棄物の地域は武蔵村山市を中心におおよそ半径20キロ圏内と考えております。

15番、処理施設の焼却能力は96トンということだが、毎日96トンの産業廃棄物と一般廃棄物を焼却するのかをお聞かせ願いたい。

本計画の炉は、焼却物の自然により焼却温度を保つため、常に所定量の処理量を安定供給する必要がありますので、その量を目指します。

16番、処理施設建設前に生物、植物等に関する生態調査を行う考えがあるかをお聞かせ願いたい。

○株式会社環境管理センター（斉藤文夫様） この御質問に対しては環境管理センターよりお答えさせていただきます。

本事業は、桧原苑跡地の造成地に施設を設置するものでございまして、直接自然環境を改変することはありません。東京都多摩環境事務所からは、動植物等を対象とした自然環境調査については実施の必要はないと指導を受けておりますので、施設建設前に動植物調査を行う計画はございません。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） （2）多くの住民が考える設置に伴う不安理由に対する調査、検証を行うこと。

1、火災発生時の対応をお聞かせ願いたい。

焼却施設の火災発生リスクの高い場所は、ごみピット内と破碎機が考えられます。該当箇所は消防法により規定されている水噴霧設備、スプリンクラーを設置いたします。火災発生時は速やかに設置した消火設備での対応が可能であり、被害の拡大を防ぎます。また、これらの設備に加えて、緊急時対応マニュアルを策定し、従業員に対しても消火訓練等を定期的に行い、被害の縮小に努めます。さらに、建築指導事務所や消防署とは消火設備をはじめ危険物取扱区域や建物の構造等を基準に適合するよう、非常に厳しい協議を行っております。万一火災が発生した場合でも大型スプリンクラーや放水銃等を計画しており、被害の拡大がないよう設計しております。

2、土砂災害発生時の対応方針をお聞かせ願いたい。

○松本設計ホールディングス株式会社（松本照夫様） 松本設計、松本がお答えいたします。

檜原地区は一昨年からレッドゾーン、イエローゾーンの見直しが大きくあり、本敷地も山側のほうがレッドゾーンにかかっているため、基準でいくと山に面した4.2メートルの高さまでコンクリートの壁を造るとするのが基準でありまして、残りの部分、建物全体としては、鉄骨造でも建てられるのですが、やはり山側の危険度ということで、今、全体を鉄筋コンクリート造で考えて設計をしております。

それと、もう一段、さらに山側のほうも山を止めるような計画をしております、二重三重の安全対策をして設計しております。

○比留間運送株式会社(比留間宏明様) 土砂災害発生時は定められた報告要領、連絡体制に基づいて、その被災状況、施設の緊急点検結果等を関係機関へ速やかに連絡、報告いたします。また、発生後は速やかに施設の稼働を止め、安全を確認し、二次災害発生の防止に努めます。

3、降雪、降雨により檜原街道が通行止めとなった際の対応をお聞かせ願いたい。

天候等により檜原街道が通行止めになった場合は、搬入搬出は行いません。搬出については、ヤード及びコンテナに安全に保管し、搬出可能になれば搬出するようにいたします。廃棄物量がない場合には、焼却施設を停止いたします。また、従業員が帰宅困難となる場合には、宿泊できるような設備を敷地内に整備する予定でいます。

4番、冬季における運搬車の安全対策に対する考えをお聞かせ願いたい。

冬季の運搬は、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを常備して対策しております。弊社は北関東、東北等降雪地帯にも対応していますので、降雪地にも慣れたドライバーが多く在籍しています。檜原工場への運搬でも熟練のドライバーが対応いたします。また、近隣の運送会社に委託した場合は、このかわいの運搬には慣れているとはいえ、安全教育、安全対策を確認し、契約したいと考えております。

(3) その他、廃棄物処理施設設置に伴う事象等に関すること。

1、排熱利用の具体的な方策とそのメリットをお聞かせ願いたい。

排熱利用は、既に檜原工場で製造しているウッドチップの乾燥や周辺住民、事業者との協業を計画しております。協業の具体的な方策はまだ話し合いをしておりませんが、例えば温室栽培や食材の養殖等が挙げられます。また、檜原村の木材の乾燥等にも活用していただき、地域産業の活性化に寄与できる可能性があるのではないかと考えております。

焼却炉の排熱エネルギーには、地場産業の活性化や新規事業の立ち上げ等を実現し、地域活性化を推進する可能性があり、地域住民や事業者からアイデア等を伺う機会を設けてまいりたいと思っております。また、エネルギー利活用の導入コストに関しては、今後、周辺住民や事業者と協議をもって決定したいと考えております。

2番、処理施設設置に伴う雇用の職種、勤務体系をお聞かせ願いたい。

雇用の職種ですが、焼却炉のオペレーター、破砕機等の設備操作、重機オペレーター、例えばコンボやフォークリフトやブルドーザー等の建設機械類です。場内作業員、受付事務等を考えております。勤務体系は、24時間稼働ですので3交代勤務、8時間ごとの3シフトを計画しております。新規雇用は10名前後を計画しております。

3、人里地区の事業活動等に対する地域貢献の考え方についてお聞かせ願いたい。

弊社は3つの地域貢献を目指します。1、前述したエネルギーの利活用による新規事業立ち上げ等を実現し、地域活性化の推進に寄与します。周辺住民や事業者との協業、地場産業の活性化を図りたいと思っております。2、弊社の事業を通じて災害廃棄物への迅速な対応を含む周辺地域で発生する

廃棄物処理をもって地域環境の改善に取り組みます。実際に檜原村の土砂崩れとか秋川の河川の決壊だとか、そういうのは弊社の伊奈平工場で対応させていただきました。3、地域活動への参加や交流を通じて、地域に開かれた企業を目指します。4、新しい雇用を創出し、それを維持いたします。5、有意義な事業活動をもって利益を上げ、村への納税により地域社会の活性化に貢献いたします。上記の貢献を実現するためにも、地域住民の皆様にも本事業への御理解をいただき、地域親和性の高い企業になりたいと考えております。

4、産廃施設と観光業における協働について、具体的な提案があればお聞かせ願いたい。

檜原村の自然豊かな観光資源とともに、自然の重要性やごみの課題を考える場として弊社施設を活用していただければと考えております。小中学生のごみ教育や、観光業でどうしても出てしまうごみの処理、バーベキューやポイ捨て等で観光地が汚染されている現状で、野焼き問題、その解決策として、その処理先としての見学等、今現在ではもしかすると西秋川衛生で行われているかもしれませんが、この地に限らず、ごみ教育は重要と考えております。現在の西多摩地域で発生する可燃物の量、種類を見ることもなかなかできない現在で、ごみ処理施設の内部を見学いただき、最先端の機械設備を見て、ごみの分別の重要性、自然を守っていく大事さを再認識いただくきっかけになればと思っております。御家庭で発生するごみの量、分別方法、また勤務先でのごみの発生量と分別方法、その先の処理工程まで、ごみの現実問題を認識し、環境教育として実感していただくための場として積極的に施設公開を行います。

我々業界の人たちも、この西多摩エリアの子供たちも、大人たちも見学いただけたらと思っております。ついでに、間伐材の利活用も見る事が可能な施設ですので、有効性を感じております。将来的にはエコツアーの一環として、日本全体国初めての試みかと思っております、環境教育として活用していただけるよう提案していきたいと思っております。

最後に、檜原村の説明会で多大なる御意見をいただき、重く受け止めさせていただきました。これは村民に限らず、どこの地域に限らず、全国民が思っていることかと思っております。このような施設はどこかには必要だと分かっている、我が家のバックヤードには、この大都会の中には、この住宅街の中には、この大自然の中にはという意見となるでしょう。しかし、現代の世の中を感じてください。御自宅でのごみの量を見ても、会社での廃棄物の量であっても、大量のごみが出る仕組みが構築されています。コンビニに行っても、スーパーに行っても感じることでしょう。この夏場は本当に廃プラスチック類が多く出ます。それらは自然分解しないから、捨てられたらずっとそこに残ります。適正に回収され、適正に処理されなければ環境汚染につながります。

エコツーリズムでぜひ弊社を使ってください。間伐材でノベルティーを作っている会社はぜひグッズを売ってください。環境ツアーは世界にはありますが、日本にはいまだないと思っております。日本のごみ処理施設は世界トップクラスです。それは日本に住んでいたら気づかないにせよ感じているはずで、日本初のエコツーリズムもいいですね。ヨーロッパ各地では町の中心に焼却炉があり共存共栄しておりますが、ここ日本の焼却施設は、工業団地内かまちの外れ、または山の中にあります。これだけ大自然の中に造った暁には、ごみ処理と自然環境の調和、共存共栄を武器に、ぜひエコツーリズムのような提案があれば協力させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） ありがとうございます。

説明は終わりました、これから質疑応答に入りますが、ここで10分ほど休憩を取りたいと思っておりますので、短いですが、11時10分に再開いたします。

休憩 午前11時00分

開議 午前11時07分

○委員長（清水兵庫君） 休憩前に続き、開議いたします。

これより質疑に入りますので、質疑のある方、どうぞ。森田委員、どうぞ。

○1番（森田ちづよ君） 1番森田でございます。ただいま比留間運送さんから私たちの質問事項に対して詳細な答弁をいただきました。比留間運送の社長さんの最後の言葉は本当に身にしみる思いで私は聞いておりました。産業廃棄物焼却施設は社会的にはどこかに造らなければならない必要があると私は常々思っておりました。しかしながら、施設の建設、周辺住民にとっては生活環境を悪化させる可能性のある迷惑施設であることは言うまでもありません。しかしながら、一事業者、比留間運送さんが事業者所有の施設で運営する事業であること、また、東京都は事業者からの申請が法令に基づく施設の構造基準や周辺住民の生活環境の保全などの許可要件を満たしていれば、手続上、許可せざるを得ないことを踏まえると、建設が避けられない可能性はあると思ひ、私も質問事項を幾つか提供いたしました。

この中でモニタリングの公表なのですけれども、具体的に比留間運送さんの建物の施設とホームページとおっしゃったのですけれども、それだと住民の多くの人の目には恐らく入らないと思うのです。通信網がこれほど発達している時代ですので、具体的に役場のロビーに公表できないか。それだけお願いいたします。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 御回答をお願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。非常に貴重な意見をいただきました。それらに関しましては、今後検討させていただけたらと思います。話合いを持って検討していきたいと思ひます。

○委員長（清水兵庫君） ほかに。野村委員、どうぞ。

○6番（野村雅巳君） 野村です。（1）の5番で説明がありました処理施設で処理する廃棄物の種類というところで15品目挙げられました。それで、有害なものは焼却しないと御説明があったのですけれども、やはり住民が一番心配しているのは、この有害なものということの中で、東北からの放射性物質が含まれる瓦礫とか廃材、そういうのは一切受け入れない、搬入しない、そのような理解でよろしいでしょうか。1点お願いいたします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。要は放射能を含むものを燃すか燃さないかという質問でよろしいですか。放射能を含むものを弊社に搬入があるかないかということに関しまして、ないと考えております。弊社の商圈エリア内は先ほど半径20キロと言いましたけれども、地図で見ても大体15キロ、10キロ圏かいいいです。その辺の施設で放射能が出ているのであれば御心配いただくのはあるかと思いますが、例えば福島から持ってくるだとか、そんなことは一切考えていないですし、うちの会社もそういうマニフェストみたいなものが出てくれば警戒します。ガイガーカウンターも持っていますし、放射能汚染物が弊社に入ってくることを断言できます。

○委員長（清水兵庫君） よろしいですか。検査するとかいうのは聞かなくていい。ないと言っているだけだから、検査をするかどうか聞かなくていいですか。

○6番（野村雅巳君） いいです。

○委員長（清水兵庫君） 私が言っちゃっておかしいけれども、めったにない機会だから。

○6番（野村雅巳君） 大丈夫です。あるかないか、それだけ確認が取れば結構です。

○委員長（清水兵庫君） 結構です。

ほかに。清水満男委員。

○2番（清水満男君） 2番清水満男です。エコアクション、9番ですね。私が質問したのですけれども、今までの経歴の中でISO 14000を取っている。これは国際規格なのですね。世界各国に通用する規格です。その後、エコアクション21という形に変えた。これは中小企業向けで、14000というのは非常にコストがかかるのですね。私も実は前の会社でエコアクションの取得に委員として関わっていました。ですから、エコアクションについてはある程度知っているということでございます。エコアクションというのは各工程を非常に重視しているのですね。ですから、産業廃棄物の各工程があると思うのですけれども、その管理が本当に徹底した形で、先ほどの説明ですと、今度の新工場にも適用するという事ですから、全部その各工程の管理を徹底していただけると私は思っているのですね。

それと、日々のこれの日報ですね。温度が何度だったのかとか、全部そういう日報をつけて、何かあったときにすぐトレーサビリティができる。これが物すごく大事なのですね。後追い。これを徹底してやって、すぐ問題解決をするということがエコアクションの目的なのですね。ですから、それができるかどうかということ。これも一つクエスチョンですね。

それと、先ほど循環方式ではないという形でお話を聞きました。蒸発してしまうので、なくなるので水を補充しなければいけない。1つは、地域住民に熱利用した形で産業振興を図ってほしいということで、この熱利用というのはどういう形でやるのか。要するに、私は、炉を冷やすための水を循環させて、その熱を利用してまたその水を炉に戻すという考え方でいたのです。ですから、循環型かなと思ったのですが、さっきはそうじゃないという形だったのですが、その辺のところをもうちょっとお聞かせいただきたい。

あと、私もこのエコアクションをやったときに、私は会社に勤めていましたから、産業廃棄物を出すときに、今は非常に厳しいのですね。お客さんのほうから、この産廃の証明書を持ってこいと。何を何キロ、何日出した。そこまで今はエコアクションというのは要求するのですね。ですから、この辺のところ、産廃を受け入れたときにちゃんと証明書を出して、そのやり取りをしているのかどうか。ですから、先ほどちょっと聞きましたけれども、危険物が混じっていれば受け取らないとか、そういうことをするのか、その辺のところも一つお聞きしたい。

それから、運送のことですけれども、先ほど安全運転でやりますということをお聞きしたのですが、私も会社にいたときに運転をしていました。これは運転日報をつけるのですね。毎日運転日報をつけます。

○委員長（清水兵庫君） 清水委員、申し訳ないですけれども、具体的に質問してください。

○2番（清水満男君） 具体的です。それで、今度の運送の車には、タコメーターですかドライブレコーダーとか今言った運転日報みたいなものはつけるのか。この辺のところを一つお聞かせいただきたい。この4点ぐらいの御質問をお聞かせ願いたい。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 御回答願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。弊社は以前、ISO14001 14001を持っておりました。環境省がエコアクション21というのを策定しましたので、弊社はどちらかというと世界に輸出するようなものはありませんので、そういうのも含めまして、世界に通用するISOを持っていたほうがいいのか、環境省は、弊社は環境の事業をしていますので、非常にリーズナブルで、我々業界全体でエコアクションのほうに行こうよという話も出ましたので、それを機にエコアクション21に変更しまし

た。

エコアクション21にしていることが、ISOは一事業所だけでもいいわけですね。でも、エコアクションは全部の事業所を全部管理しなければならないというふうになりましたので、ISOのときに出ているうちの事業体も、全部エコアクションで環境に配慮しなさいということで指導を受けていますので、そういう面では弊社も非常にこちらに変えてよかったと思っております。

○委員長（清水兵庫君） すみません。具体的に聞いているので、具体的に答えていただけますか。あなたの会社の、確かに分かりますけれども、そういうことを今聞く場ではないので、質疑応答の場です。お願いいたします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 分かりました。先ほどの焼却炉の日々の日報、トレーサビリティが取れるのかとか、それらは当然、事業をしていますので、毎日、日々の日報も取ります。それはできるのかという質問に関しましては、できますということです。

2番目、水の循環方式ではないが、熱利用に関しまして、こちらは温水が取れますので、温水を使って何かできないかなというのは非常に皆様にとって興味があるかも含めまして、ハウスにまで引張って、ハウスで温水が使われ、またその水がリターンして戻ってくるようなことをイメージしたり、あとは温風ですね。温風に関しましては、弊社のバイオチップを乾燥しようというのが非常にあります。ちょっと余談でいいですか。バイオチップの今の含水率が40%ぐらいあるのです。檜原産材のチップを使って、これが道路の舗装剤として、今、ニチレキさんと提携しまして出荷しております。これがいろいろな遊歩道とか、そういうところであちこち敷かれています。そういうこととか、フクビ化学さんという大手の企業ですが、これは東京産材のチップが埋め込まれているのです。弊社のチップを10トンそちら様に送りまして、これはサンプルとしてつくっています。これは東京産材のものだということで認証を受けましたので、こちらは弊社のチップの含水率が高いから、もっと低くしてくれないかという御依頼を受けています。ただ、現状ではこのチップの含水率でしか出荷できないということを言っていますが。

○委員長（清水兵庫君） すみません。チップの問題はチップのところで作っていただければと。産業廃棄物についてこれだけ多くの皆さんが関心を持っておられるので、聞かれたことだけを教えてください。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 失礼しました。ですので、熱の利用といたしましては、温水と温風の利用で考えています。それは循環でやります。

廃棄物を企業様として出す、それは今現在、マニフェストというので、要は、例えば大手の企業だろうが、中小零細企業だろうが、どの廃棄物を何トンとか、どの廃棄物を何キロとか、何立米とか、必ず7枚つづりの紙で証明として出てくるのです。先ほどの福島のもが入ってこないかというのは、マニフェストという紙で運用していきますので、例えばどこで発生した解体のごみで、木くずが何立米とか出てくるその書類が弊社に入ってきた段階で、うちで処理しますよと。収集運搬会社の方がそこに判こをつきます。そして、うちで焼却した後に、うちで処分が終わりましたといってまた判こをつけて、その書類を戻します。

最後に、弊社の焼却炉から出た燃えがらもしくはばいじんが、何々処分場で最終的に処理が終わりましたと、その最後の最終処分場の判こが押されて初めて廃棄物を出された企業さんに何枚かが戻るのです。そうやって廃棄物というのは、産業廃棄物というのは特にマニフェストという運用で日本全国守られているというか、出さなければならない。マニフェストで管理しなければならないことになっています。あとは、弊社に入ってくるときに展開検査をします。それらで弊社の許可品目以外

が入っていたら、その展開検査でお持ち帰りしてもらいます。現時点でそれは往々にしてありますので、そういう展開検査をして、弊社が許可を持っているもの以外を燃せるのか、燃せないのか。当然燃せませんし、許可以外の品目は全部展開検査で見ますので、そちらは安心していただけたらと思います。

4番目、運転日報、ドラレコ、タコメーター、これは当然のようにアルコールチェックもやりますし、それは運送業としては絶対やらなければならないことなので、これは弊社はやっております。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 清水委員。簡潔に。

○2番（清水満男君） 先ほどの温水は一応循環ということで、これは炉を冷やすためのほうの循環に回すということですか。

○委員長（清水兵庫君） どうぞ。

○株式会社アクトリー（長友和典様） プラントメーカーからお答えします。今の話ですけれども、言われたとおり、焼却炉の壁を冷やすための装置でして、冷却水タンク、焼却炉の壁、そこから戻していく。その循環系統から、どうしても焼却炉から熱を受けるので、それは湯気、水蒸気となって空へ出ていくということで、水の注水が必要になるという形です。先ほども申しましたけれども、ここで温水が取れるので、その温水は何か利用したいというのが今、比留間運送さんで考えられている、村の人たちと利用を検討したいということで、どうしようかという相談をしているところでございます。

○委員長（清水兵庫君） よろしいですか。ほかに。峰岸委員。

○3番（峰岸茂君） 3番峰岸と申します。私も幾つかというか、質問したいことはいっぱいあるのですけれども、1つだけに絞って質問させていただきます。先ほど搬入される廃棄物はどこの地域で発生するものということでお答えをいただきました。半径10キロ範囲ということで言われておるのですけれども、法律では、どこから持ってきてても問題ないということになっているのですね。それで、今日、これだけの住民の方が非常に感じているのは、法律でこうだからということで、住民感情というのありまして、例えば檜原のごみは西秋川衛生組合、あきる野市のところに持って行って焼却をいただいているのですね。そういうことから見ると、当然、じゃあほかのごみは駄目よということは成り立たないということは分かっています。ただ、なぜ96トンものごみを檜原村に持ってこなくてはいけないのかなというのが恐らく大勢の村民の感情で、法律がそうなっているからというのであれば、もう言葉は出ないです。

一般的に、私の勉強不足かも知れないけれども、ごみは域内処理という考え方で皆さんいるのではないかなと思うのです。それで、先ほど御説明した比留間運送さんのある武蔵村山ですか。それを半径10キロということでございますが、そのいわゆるごみというのは、域内で処理でき切れないからここまでこれを持ってくるのでしょうか。それとも、そうではなくて、全て扱うごみは檜原村に持ってくるということなののでしょうか。再三言いますけれども、法律で認められていることは分かっています。住民が一番感じているのはこの一つだと思います。今日は大勢の住民もいますので、分かりやすく説明していただければと思います。

○委員長（清水兵庫君） 御回答願います。どなたですか。社長さんですか。では、お願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） まず1つ目というか、域内処理というのは基本的に一般廃棄物の考え方なのですね。要は住民から出るもの、もしくは飲食店、スーパー、デパート、コンビニから出るもの。それは自区内処理といたしまして、法律で、武蔵村山市で出たら武蔵村山市の焼却炉でや

りなさいとか、それはあるのです。ただ、産業廃棄物に関しましては、域内処理という考え方ではないのですね。それで、檜原村に96トンのごみを持ってくる件なのですが、今現在、伊奈平工場、弊社の武蔵村山市の中間処理工場で弊社が処理できる以上の廃棄物がこのかいわいだけでも相当量が出ていますので、それらを処理しなければならない。弊社の焼却施設ではそれが処理できないから、ほかの焼却施設にお願いをしているという現状なのです。ですので、それらの廃棄物を一括で弊社で焼却できる焼却炉を造りたいという考えはずっと昔からあったのです。ですので、弊社が今ここで計画している焼却施設であれば、それらは全部焼却できると判断しますので、この大きくなったということが一つでございます。

もう一つが、96トン、時間4トンという焼却施設であれば、非常に環境に逆がいいのです。要は、弊社の日4.8トンの焼却施設よりか、96トン24時間稼働のこの焼却施設のほうが環境負荷が少ない焼却炉ですので、その炉を選定しました。

○委員長（清水兵庫君） よろしいですか。ほかに。中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） 議席ナンバー9番中村です。本日はお忙しい中、委員会に御出席いただき、御説明をいただき、ありがとうございます。先ほど御社の説明をお聞きして、大変すばらしい御回答をいただいたと感じております。ただ、これは事前に通告させていただいておりますので、予想していた範囲の中かなと私は感じています。その上で、私はチップ工場の竣工式に当時の議長ということで御招待いただきまして、出席させていただきました。そのとき社長さんの挨拶では、その場所に産業廃棄物処理施設建設の話には一切触れませんでした。また、そのときチップ工場内を見学させていただき、木材破碎機械の説明と実演を見させていただき、私はただただ破碎機の威力に感心し、ここで作られたチップはどのように最終処理されるのか、関心を持ちました、やすらぎの里のボイラーや都民の森のセラピーロードに使用されることは承知しておりましたが、それだけでは消費し切れないと感じていました。今思えば、竣工式や工場見学するとき、当日そこに来ていた人たちから誰一人として、将来的にこの場所に産業廃棄物処理施設建設が計画されているという話が出なかったことに、私は大変不自然さを感じています。既にそのときには計画がかなり進んでいたことが判明していますから、自分の情報収集能力のなさを今は大変悔やんでいるところであります。

そこでお聞きします。竣工式で産業廃棄物処理施設建設に触れなかったのは意図がありましたかということで、1点目をお願いいたします。

○委員長（清水兵庫君） 御回答願います。社長、お願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。竣工式でしたので、竣工式ということで、木のチップ工場以外のことは話しておりません。話すつもりもなかったです、あのときは。申し訳ないですけれども。

○委員長（清水兵庫君） よろしいですか。中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） では、それはそれで了解したいと思います。

そこで、村民の方から寄せられているのですが、それをここで私が述べさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（清水兵庫君） 後ほど。

○9番（中村賢次君） 後ほどですか。

○委員長（清水兵庫君） ここは、こちらから質問書を投げかけていますので、その回答をいただいていますから、それについての質疑ということですよ。

○9番（中村賢次君） それでは、今の問題についてもう一度。チップ工場ということだけで、チップ



工場の竣工式だからということですが、これほど大きな問題に今なっていることは皆さん、事業者も村、村民も承知しているわけなのですが、これほどまでになるということはそのときには想像はできなかったのでしょうか。お答え願います。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。社長さん、どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 回答します。正直申しますと、皆さんの活動も今見えていますけれども、ここまで大きな御反対をいただくとは思っておりませんでした。ただ、私の説明がたないのもあるでしょうし、私の対応が悪いのもあるでしょうし、非常にそれは悔やみますけれども、ここまで大きいことになるとは思っておりませんでした。ただし、弊社の説明会をする手順だとか、それらは東京都と相談した上で、結局、焼却施設を先々はやりたいというのは、実は2019年5月のバイオチップ工場の説明会のときで1回話してはいるんですね。ただし、それ以降、要は環境アセスのデータが出ない限り、ただやりたいということは弊社は言えるけれども、環境アセスのデータが出たので、ここで建つことができますという説明会は、一番最短は去年の11月27日がそれだったのですね。ですので、環境アセスのデータが、解析が出ない限りは、ただやりたいだけというのはずっとあったのです。ですので、データが出てから、東京都も、環境アセスのデータが出たから果たして建設できるのかというと、またそれも違いまして、東京都のほうが書類を受理するということがない。

○委員長（清水兵庫君） すみません。具体的にお願いします。今の話が堂々めぐりとは言いませんが、今の質問で求めているのはそこではないですね。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 分かりました。ここまで大きな問題になるとは正直思っておりませんでした。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） ほかに。松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） 松村です。数点ございますので、それぞれ御回答いただきたいと思います。まずこれは全般にわたってのことなのですが、例えば土砂災害についてですとか火災について、あとは水の問題など、あとは雨や雪での通行止め、そういったところで御説明では停止しますということをおっしゃっていますが、停止することに対してどのように考えているのか、その辺りのリスクを含めて御説明いただきたいと思います。一般的には800度以上の高温で常時燃やし続けることでダイオキシン等についてはある程度安全性を担保されるということが知られていると思いますが、このように停止をすることが檜原村のあの環境では様々に多いのだということについて、これはぜひ炉のメーカーの方ではなくて社長の御説明をいただきたいと思います。

あとは7番のモニタリング調査の方法と公表について、先ほど森田委員からも多少提案があったと思うのですが、先ほどの説明では、法令に基づく公表を行うとおっしゃっていましたが、このモニタリング調査を公開する方法、これを拡大していく考えが御社にあれば、こちらも比留間社長にお伺いしたいと思います。

その後、8番の処理施設内でリサイクルするものの選別を行うのかというところで、住民などが持ち寄ったごみも選別したり破碎したりしたいというお話があったと思いますが、比留間運送さんではない他の事業者、他の産業廃棄物の収集業を営んでいるような事業者が持ってくることはあるのでしょうか。

あと、エコアクション21に関してお伺いしますが、エコアクション21では必ず把握する環境負荷項目として二酸化炭素排出量、廃棄物の排出量、水使用量というものが含まれています。あと、必ず取り組む行動として省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル、節水というものが入っているのですが、

この水に関する考え方ですね。エコアクション21をここでも適用するという事なので、どのように考えているかお考えをお聞かせください。

あとは10番の最新の設備の維持管理というところなのですが、武蔵村山で焼却施設をやっていたらと思うのですが、こちらのほうの状況です。どのように施設の更新等が行われてきたのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

あと、16番の生物、植物等に関する生態調査を行う考えがあるかというところで、環境管理センターの方がそういうことは東京都から求められていないのでやりません、やる予定はないですという考えなのですが、これはそうではなくて、比留間社長さん、あるいは比留間運送さんにお伺いしたいところだと思います。生物、植物等、私たちが大事だと思っているものを御社も同じように大事だと思ってくれるのかといったところが聞かれると思うので、ぜひこれも環境管理センターではなくて比留間さんにお答えいただきたいと思います。

その後の火災発生についてなのですけれども、様々慎重に協議をしているのだというお話があったと思うのですが、檜原村の立地を見ていただくと分かると思うのですけれども、山林火災に対するお考えを具体的に示していただく必要があると思います。冬場の乾燥時期にわずかでも火の粉が飛ばば山林火災へと発展してしまいますので、山林火災に対する考えですね。これは地元消防団でどのような協議が行われているかということも併せてお知らせください。

その後の土砂災害の対応方針ですが、すぐそばに河川が走っているわけですね。廃棄物ですとかばいじん等の河川への流失、これをどのように災害時に防いでいくのか、具体的な方策をお示してください。

あとは冬季における運搬車の安全対策というところで、地元の運送業者やドライバーさんとも協力をしていただきたいというお話がありましたが、これについて具体的な協議ですとか具体的なお考えはありますでしょうか。地元の運送業者あるいは近隣のそういった運搬業者との協議があるかどうか。この辺りを具体的にお答えいただきたいと思います。

一番最後、雇用のところで伺いたいのですが、24時間稼働の設備で3交代制で8時間ずつお仕事をされるということでしたね。ここに関してはオペレーターとか設備操作、これは高度な知識が必要なことだと思うのですが、なるべく村民を雇用したいというお話がありました。これについては非常にありがたいことなのですが、こういった施設の安全性についてしっかりと周知をしていただいたり、あるいは社長の考えをお伺いしたいのですが、産業廃棄物処理の仕事、非常に重い仕事だと私も知っているところなのですが、その中でも事故事例の報告書を見ますと、労働災害の度数率が全産業の平均の7倍危険な職種であるとなっております。その中で交通事故と収集運搬、中間処理はそれぞれ同じぐらいありまして、事故としては交通事故がすごく多いですよということと、あとは中間処理、焼却施設での焼却工程において事故が多いということも言われています。雇用の創出は非常に重要なのですが、安全性についてどのように示していけるのか。村民を雇用することの安全性をしっかりと御説明いただきたいと思います。

以上、ちょっと多いですが、よろしく申し上げます。

○委員長（清水兵庫君） 回答願います。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） ちょっとあまりにも多い質問ということと、先ほど全部答えていますので、それについては、もし細かいところがあれば後日回答とさせていただきますので、よろしいでしょうか。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） では、多岐にわたるものですが、しっかりとメモを取っていただいております。お答えいただければよかったです。では、具体的というか、社長のお考えをお聞きできるところを今から申し上げますので、それをお答えください。まず1点目は、檜原村の立地においては停止をしなければいけないということが非常に多くあると思います。その停止することのリスクを、村の中で焼却場を運営する中でどのように考えているか、そこについてお答えをいただきたいと思います。

あとは山林火災についてのお考えもいただきたいと思います。

あとは運搬業者に関して地元業者と協議を行っているのか、具体的にあれば教えてください。

あとは雇用についてですね。

○委員長（清水兵庫君） じゃあ、全部じゃないの。

○5番（松村哲朗君） いや、そんなこともないかなと思います。

○委員長（清水兵庫君） もう少し具体的に、メモを取って、時間が限られているので、私たちはなるべく比留間さんの回答を聞きたいので、今のに答えられますか。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） まず、天災について、天災で廃棄物の量がなくなれば、施設は停止しなければならない。

○委員長（清水兵庫君） ちょっとまって。今のだとまた行き違っているの、一問一答でやってください。

松村委員。

○5番（松村哲朗君） では、1点目です。停止することのリスクについてお答えください。檜原村では、社長がおっしゃったとおり安全第一ということで停止することが非常に多いのではないかと思います。ですので、それについてどのようにお考えかお聞かせください。

○委員長（清水兵庫君） 回答をお願いします。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 停止するリスクに関しましては、また立ち上げるときに燃料を使いますから、そういう消費量がかかる分、費用はかかるかなというところがあります。停止するリスクというのは、環境アセスのデータでも出ていますように、立ち上げ時も含めまして、それは環境には影響が、全然ないわけではないですが、それは環境アセスのデータが出ていますから、それは問題ないと思っております。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） よろしいですか。次の質問をお願いします。

○5番（松村哲朗君） では、次の質問は、生物、植物に対する生態調査を行う考え、これを環境管理センターの斉藤さんではなくて、比留間社長さんに御社のお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（清水兵庫君） どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 私自身も、皆さんが大事にしている生物とか動物は私も大好きですから、大事に思っております。ただし、今回の焼却炉を建てるに当たりまして、東京都でも審議していただきましたが、環境影響評価の項目にありませんので、それは今後もやらない方向でいます。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員。

○5番（松村哲朗君） ちょっと簡単なことなので2つまとめてお答えいただきたいのですが、山林火災にどのように対応しているのかということと、あと廃棄物の河川への流出、土砂災害時にこれをどのように防いでいくのか、お考えをお聞かせください。

○委員長（清水兵庫君） どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。先ほど松村先生が言われた火の粉が飛ぶかどうか、そういうことを言われているのですが、全部インラインというか、火の粉が飛ぶような場所がないのです。だから、弊社が理由で山林火災というのは考え難いので、それに対するお答えというのは特に用意しておりません。全部屋内でやりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

あと、土砂災害による廃棄物の流出があるかというのは、先ほども設計士のほうから話されたように、廃棄物を入れている建屋内のピット、建屋で土砂は全部防げますので、それが流出するということは考えておりません。燃えがら、ばいじんが土石流にまみれて流出するののかということに関しましても、そこも土石流を抑えていますので、それが流出するということは考えておりません。よろしいでしょうか。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） では、最後に、雇用を村で行うに当たって、廃棄物処理に関する安全性をどのように示していけるのか、そちらについてお答えください。

○委員長（清水兵庫君） どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 焼却施設のオペレーターは、今、アクトリー様の焼却施設で2か月住み込みでオペレーターになるための教育を受けます。そういう教育を受けた者が焼却施設のオペレーターとなっていきますので、そういう問題はないと思っております。

○委員長（清水兵庫君） 以上ですか。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） 弊社の従業員の継続的な教育ということですか。言われていることは焼却のオペレーターのことですか。すみません。

○委員長（清水兵庫君） 松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） 私が申し上げているのは、村で雇用を行うに当たって、安全性をどのように示していくのかということなのですが、オペレーターとか設備操作を行う方はそういった研修を受けて、ある程度安全なところでお仕事を行うのだらうと思うのですけれども、そうではなく、重機ですとか作業員ですね。こういった方々の安全性をどのように説明しているのか。その辺りを御説明ください。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。重機オペレーターに関しましては、まず、免許保有者になりますので、重機を例えばコマツさんとかで取るにしても、そこで安全教育もされていますし、弊社に入るからといって安全教育がないかということ、安全教育は当然あります。そういう教育はしていきます。廃棄物はやはり奥が深いので、廃棄物の種類だとか、これは駄目だとか、そういうのは随時、それはずっと限りなく教育はしていく所存でございます。

○5番（松村哲朗君） 分かりました。

○委員長（清水兵庫君） ありがとうございます。

まだまだお聞きしたいのですが、私も質問したかったのですが、もう予定した時間がそろそろ来てしまいますので、私の分は文書で出しますので、必ず文書で回答いただけるということだけ御確認させていただきますか。そのほか皆さん方もありましたら私と一緒に出して、文書で御回答いただくということに。

今回の比留間運送さんとの説明会につきまして、住民の方がかなり関心を持っていただいて、私どもにも意見を寄せていただいておりますので、限られた時間ですが、幾つか紹介をいただければと思います。

中村委員、どうぞ。

○9番（中村賢次君） 中村です。時間もありますので、3点ほどお聞きしまして、ほかにつきましては文書でお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1、村民の方からの御質問でございます。産業廃棄物焼却施設を計画、申請するために檜原村役場と二、三年前から打合せを設けていると思いますが、申請に至るまでの時系列をお答えください。また、その際の議事録は御社内及び役場内に残っていますかというのが1点目。

2点目は、各集落での説明会の議事録を6月中に提出と言っていましたが、作成されておりますか。

3点目、申請書類に記載されている水の利用方法を、住民説明会では計画を変更する旨の発言をしていますが、比留間運送さんから東京都に正式に計画変更は申請されていますか。

以上3点、お願いいたします。

先ほどと重複している部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（清水兵庫君） ほかに。松村委員のほうから。松村委員、どうぞ。

○5番（松村哲朗君） 私のところにも数点あるのですが、文書で通知しますので、お答えいただきたいのと、1点だけ御紹介をいたします。住民の方から寄せられた質問でございます。

これまでに武蔵村山市の比留間さんの焼却施設周辺において、健康被害等の苦情はありますか。また、そのような苦情がある場合、どのように対処されているのか教えてください。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） この点についてだけは、今回答えられますか。地元の話なので、後日相談するという話ではないと思いますので、今の質問だけお答えいただけますか。御自分の会社の周りのことですので、誰かに相談するとかいうことではありませんので、どうぞお答えください。社長さんが無理なら会長さんでも結構です。どうぞ。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） お答えします。今、現時点では、その方から御意見をいただいたことはありますが、弊社との因果関係が、保険屋さんが見ても、誰が見ても因果関係はないということなので、弊社としては今もその方に関しては何もすることができないし、因果関係がないので、何もしません。

○比留間運送株式会社（比留間久仁男様） ついこの間は、私どもの反対側の修理工場と裁判をしました。それで、その裁判は負けております。それで、前にも私どもに影響があるというようなことで、タナカさんと私どもにお訪ねして、それで保険屋さんも来ました。保険さんは、自分の保険、工場の方の保険でした。それも私どもは今回のことでは出すつもりはございませんということで返答いただきました。ないということではなくて、1件、あることはあります。

以上です。

○委員長（清水兵庫君） 今の回答を含めまして、文書でこちらから出しますので、文書でお答えください。

○比留間運送株式会社（比留間久仁男様） 分かりました。

○委員長（清水兵庫君） 本来でしたら、もう一度比留間さんにおいでいただいて、もうちょっと会議を深めればよいと思うのですが、そこでお聞きしたいのですが、御都合はいかがでしょうか。

○比留間運送株式会社（比留間久仁男様） はい。文書で。

○委員長（清水兵庫君） 文書じゃなくて、こういう会をもう一度できれば持ちたいのですが、いかがでしょうか。どうしても短い時間なものですから、皆さん消化不良にまたなってしまうので、できたら、お忙しいとは存じますが、ぜひこういう機会をお持ちいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○比留間運送株式会社（比留間宏明様） ぜひやっていただけたらと思います。説明会では、やはり次回やってほしいという御要望も結構いただいたのですが、議会でやっていただければ、こちらも来て、いっぱい説明させていただけたらと思っております。ぜひお願いします。

○委員長（清水兵庫君） 快くお引き受けいただいたというふうに理解しまして、早速、事務局を通じまして、また次回を決めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まだまだいろいろお聞きしたいことがありましたが、時間の関係で、傍聴の方も消化不良を起こしているかもしれませんが、時間だ時間だということで非常に私、無礼な態度を取ったかと思いますが、ぜひお許しいただければと思います。

この後については議会側案件ですので、副村長をはじめ説明員の職員はお引き取りいただきたいと思えます。

また、比留間運送株式会社社長及び関連会社の皆さんにつきましても、丁寧な御説明をいただき、ありがとうございました。

村側及び参考人の退場のため、暫時休憩といたします。

午前12時00分 閉会